

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月27日

埼玉県知事 殿

提出者

住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

氏 名 東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子禎則

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-6373-1111 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2022年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	別紙事業所一覧のとおり
事業場の所在地	別紙事業所一覧のとおり
事業の種類	電気事業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,700t	全処理委託量	2,700t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	2,700t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	2,700t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分を 行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄	5.6.27		

1-063-04

7-63



(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況		(特別管理産業廃棄物の種 類: 廃PCB)	
有價物量	不要物等発生量	自ら直接 再生利用した量	②
排出量	① 1,232	自ら直接 埋立処分した量	③
項目	実績値	自ら中間処理 した量	④
① 排出量	1,232 t	④のうち熱回収 を行った量	⑤
② +③自ら再生利用を行った 量		自ら中間処理によ り減量した量	⑥
⑤自ら熱回収を行った量		自ら中間処理した後 の残さ量	⑨
⑦自ら中間処理により減量した 量		自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑩
③+⑤自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量		直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑪
⑩全処理委託量	1,232 t	⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑫
⑪優良認定業者への処理委託 量	1,232 t	⑩のうち優良認定 業者への 処理委託量	⑬
⑫再生利用業者への処理委託量	1,232 t	⑪のうち熱回収認定 業者以外の熱回 収を行いう業者 への処理委託量	⑭
⑬熱回収認定業者への処理委託 量		⑪のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行いう業者 への処理委託量	⑮
⑭熱回収認定業者への熱回 収を行いう業者 への処理委託量		⑬のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行いう業者 への処理委託量	⑯
⑮のうち熱回収認定 業者への 処理委託量	1,232 t	⑭のうち熱回収認定 業者への 処理委託量	⑰
⑯のうち熱回収認定 業者への 処理委託量	1,232 t	⑮のうち熱回収認定 業者への 処理委託量	⑱

【別紙】

事業場一覧

事業場の名称	事業場の所在地
上尾資材倉庫	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字赤羽 4801-3
日高資材置場	埼玉県日高市旭ヶ丘 40
中東京資材置場	埼玉県日高市旭ヶ丘 4
新所沢資材置場	埼玉県鶴ヶ島市上新田 576

備考

1. 翌年度の6月30日までに提出すること。
2. 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
3. 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
4. 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
5. 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
6. 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
7. ※欄は記入しないこと。